

国立大学法人お茶の水女子大学人間発達教育研究センター規則

(平成20年3月21日制定) 改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則第7条第3項の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学人間発達教育研究センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人お茶の水女子大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、人間の発達と教育に関する総合的、国際的な研究及び調査を行うとともに、教育を通じて人間の発達に関する研究者の育成に資し、国際拠点を構築することを目的とする。

(研究及び業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、大学内外の研究者及び教育者の協力を得て、次に掲げる研究及び業務を行う。

- (1) 人間の誕生から死までの発達過程に関する研究
- (2) 格差センシティブな人間発達科学の創成に関する研究
- (3) 乳幼児教育環境に関する研究
- (4) ひきこもり支援に関する研究
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な研究及び業務

(組織)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター員
- (3) その他本部長が必要と認めた職員

2 センターに、客員研究員及び研究協力員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、本学専任の教授又は准教授をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 その他センター長に関し必要な事項は、別に定める。

(センター員)

第6条 センター員は、第3条に掲げる研究及び業務に従事する。

2 センター員は、本学専任の教員(附属学校の教員及び保育所の職員を含む。以下同じ。)のうちから、学長が任命する。

3 センター員の任期は2年とし、その終期がセンター員となる日の属する年度の翌年度の末日を超えることとなる場合は、翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第7条 客員研究員は、第3条に掲げる研究及び業務に参画する。

2 客員研究員は、本学専任の教員以外の者を、学長が委嘱する。

3 客員研究員の任期は1年とし、その終期が委嘱する日の属する年度末を超えることとなる場合は、年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(研究協力員)

第8条 研究協力員は、第3条に掲げる研究及び業務に協力する。

2 研究協力員は、本学専任の教員以外の者を、センター長が委嘱する。

3 研究協力員の任期は1年とし、その終期が委嘱する日の属する年度末を超えることとなる場合は、年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第9条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、人間発達教育研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生等)

第10条 センターに、研究に支障がない限り、研究生及び委託生(以下「研究生等」という。)を受け入れることができる。

2 前項の研究生等の入学資格、入学手続その他必要な事項については、国立大学法人お茶の水女子大学研究生規程、国立大学法人お茶の水女子大学大学院研究生規程及び国立大学法人お茶の水女子大学委託生規程を準用する。

(事務)

第11条 センターの事務は、研究協力・社会連携チームが行う。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条第 3 号に規定する子ども幸せ部門は、お茶の水女子大学・アプリカ特設講座の設置する期間存続するものとする。

附 則

この規則は、平成 21 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 2 月 23 日から施行し、平成 23 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 1 月 18 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 24 年 5 月 8 日から施行する。